

**確定申告を行う必要のない「給与所得者」などの方は
『ワンストップ特例制度』をご利用いただけます。**

確定申告を行う必要のない給与所得者の方などが、ふるさと寄附を行う際に

- ・ 寄附先団体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出し、
- ・ 寄附先団体が、寄附者の所在地の市町村への控除申請を代わりに行うことで、寄附金控除を受けられる特例的な仕組みです。

特例申請の適用を受けた場合の控除の内容

ワンストップ特例で控除を受ける場合、寄附した年の翌年度の個人住民税において所得税控除分相当額を含めて控除され、確定申告を行った場合と同額が控除されます。

ワンストップ特例の対象者

次の ① 及び ② の条件を満たす方

- ① ふるさと寄附金による寄附金控除を受ける目的とは別に、所得税や住民税の申告を行う必要がない方
(→地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である)
- ② ふるさと寄附による寄附先団体の数が「5」以下であると見込まれる方
(→地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である)

(※「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の[2. 申告の特例の適用に関する事項]の①及び②に相当。両方に☑のある方が対象になります。)

注意事項

- ・ 5団体を超過して寄附を行った場合は、確定申告を行う必要があります。
(※寄附の「回数」ではなく、「団体(都道府県または市町村)」の数です。)
- ・ (※1つの団体に複数回寄附した場合は、寄附ごとの申請が必要です。)
- ・ 申告特例申請書の提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要になります。

添付資料(個人番号確認・本人確認)について

申告特例申請書と同封にて、次の書類(パターン①～③のいずれか)を添付してお送りください。

- パターン①** 個人番号カードのコピー(両面)
→「1. 個人番号確認の書類」欄のみ添付
- パターン②** 通知カードのコピー + 本人確認書類
→「1. 個人番号確認の書類」と「2. 本人確認書類」の欄に添付
- パターン③** 住民票の写し(※個人番号が記載されたもの) + 本人確認書類
→「2. 本人確認書類」欄に添付と、住民票の写しを同封

個人番号確認の書類



個人番号カード
または
通知カード

本人確認書類の例



住民票の写し
(個人番号記載)



運転免許証



旅券
(パスポート)

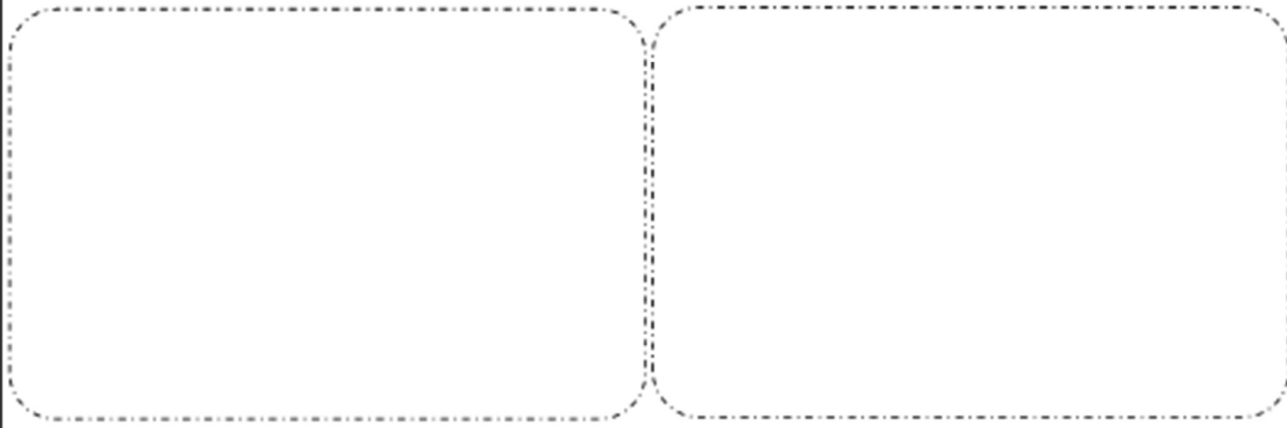

→ このほか…

- 運転経歴証明書
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書

※上記の用意が困難な場合

- 健康保険被保険者証
 - 年金手帳
 - 児童扶養手当証書 など
(⇒顔写真の無いもの)
- いずれか**2つ**の写しを添付

ワンストップ特例申請用 添付資料

1. 個人番号確認の書類 [コピー]
○個人番号カード(両面) または ○通知カード(※変更内容がある場合、裏面コピーも)

2. 本人確認書類 [コピー] ※「個人番号カード(両面)」を添付の方は不要
○運転免許証 ○運転経歴証明書 ○旅券(パスポート) ○身体障害者手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○療育手帳 ○在留カード ○特別永住者証明書 (※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が確認できるようにコピーする)

※「個人番号カード」、「通知カード」のどちらも無い方
○個人番号が記載された住民票の写し + 「2. 本人確認書類 [コピー]」

※枠内に貼り付けができない場合は、そのまま申請書と同封にて送付してください。